

B

# 広域都市圏 マスタープラン





# B 広域都市圏マスタープラン

## 序. 広域都市圏マスタープランについて

### 1) 広域都市圏マスタープランの位置付け

広域都市圏マスタープランは、全県にわたる広域的都市計画の基本的方針を明らかにする「A. 石川県の都市計画に関する基本的な方針」に基づき、県土の将来的な広域都市圏構造を視野に入れながら、交通体系、生活圏、行政機能が広域化している現状を踏まえつつ、それぞれの地域ごとに共有すべき都市づくりの考え方、地域の拠点とネットワーク等の都市構造を示すもので、おおむね20年後を目途とするものである。

### 2) 地域区分について

地域区分は、通勤状況や医療圏などの日常的なつながり、従来の広域行政組織としての枠組み及び上位関連計画の地域区分との整合を勘案して、奥能登、中能登、石川中央、南加賀の4地域とする。

### 3) 広域連携について

交通体系、生活圏、行政機能が広域化している状況を踏まえ、各市町の枠を越えた広域的な視点での連携や整合性を持った持続可能なまちづくりを展開する必要がある。

県として、各市町が都市計画を定めるにあたり、関係市町が意見交換・情報共有を行う場を設け、広域的な都市環境の整合を図ることにより、市町の連携強化を促す。

#### ■ 関係市町の意見交換・情報提供の場 イメージ ■



■ 広域都市圏マスタープランの地域区分 ■

